

田辺市ふるさと文化振興補助金を募集します

令和3年4月1日～令和4年3月31日に実施する市内の文化活動の振興又は伝統文化の継承に寄与する事業で、市長が認めた事業※対象とならない事業・団体等がありますので、事前にお問い合わせください。

■補助金額 事業1件につき、補助対象経費の2分の1以内で10万円を限度とします。

■募集件数 2件

■事前にお問合せの上、7月30日(金)までに、申請書等に申請する団体等の規約等を添えて、左記へ提出してください。要項・申請書は左記で配布しています。

■文化振興課文化振興係

〒646-0028

高雄一丁目23-1 (市民総合センター3階)

☎0739 (26) 9943



児童手当(特例給付)の受給には現況届の提出が必要です

児童手当(特例給付)を引き続き受給するためには、毎年6月に現況届の提出が必要です。受給者には6月支払通知と併せて案内を送付しますので、同封の現況届に記載の上、必要書類を添えて、6月30日(金)までに提出してください。未提出の場合は、6月分以降の児童手当(特例給付)を受給することができなくなりますので、ご注意ください。

■提出書類

◇現況届  
◇受給者の健康保険被保険者証の写し(私立学校教職員共済を除く各種共済組合員のみ。)  
※その他、必要に応じて提出していただく書類があります。

■提出方法

左記のいずれかの方法で提出してください。

- ◇同封の返信用封筒にて郵送
- ◇下記のマイナポータル上の子育てワンストップサービスからのオンライン申請(マイナンバーカード、マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン又はICカードリーダーライター及びパソコン等が必要です。)

すくすく子育てクラブ

第94回 無理しすぎず楽しいご飯の時間に



子供の食事は、栄養バランスやメニューの組み合わせが気になり、食事の準備が大変だと感じることもあります。普段の食事は上手く力を抜きながら、空いた時間を家族で過ごす時間に見ませんか。◇毎食、栄養バランスが取れていなくても大丈夫!

例えば、朝食に野菜を入れるのが難しいときは、昼・夜の食事で野菜を補います。◇常備菜や調理の手間のかからないメニューをプラスする!

保存が効くメニューを多めに作って備えておくと、机に並ぶ品数を増やすことができ

ます。洗ってすぐに出せる食材(ミニトマトやキュウリ等)や缶詰を備えておくこともおすすめです。

また、食事の準備に十分な時間が取れない日はテイクアウトやお惣菜を上手に利用することも家族のリフレッシュになります。

◇アレンジメニューを使う!

コンソメスープを多めに作って、次の日にカレーやシチューに使う等、味付けを変えたり具材を加えることで違うメニューにアレンジすることができます。

里親相談会を開催します

里親とは、様々な事情のため家庭で暮らせない子供たちを自分の家庭に迎え入れて、温かい愛情と理解を持って育ててくださる方のことです。里親には18歳までの子供を育てる養育里親のほか、週末や月1回程度の週末里親、夏休み等長期休みの季節里親があります。左記の日程で里親相談会を開催します。

■6月20日(日)

13時30分～15時30分

■市民総合センター2階「会議室1」

■6月13日(日)までに、左記へ電話

でお申し込みください。

■里親支援センターほっと

☎0739 (34) 2735

(8時30分～20時)

■ <http://www.wfi.or.jp/hot>

障害基礎年金等を受給しているひとり親の方は児童扶養手当の申請はお済みですか

児童扶養手当法の一部改正により、令和3年3月分(令和3年5月支払)から障害基礎年金等を受

6月の納税等

- 市県民税 普通徴収…全期前納分第1期分、年金特別徴収…6月徴収分、給与特別徴収…5月徴収分
  - 国民健康保険税 特別徴収…6月徴収分
  - 介護保険料 特別徴収…6月徴収分
  - 後期高齢者医療保険料 特別徴収…6月徴収分
- ※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

市の人口  
令和3年4月末現在

人口	男 33,635人 (-82)	
	女 37,765人 (-68)	
	計 71,400人 (-150)	
世帯数	35,152世帯 (-3)	
	※ ( ) 内は前月比	
4月の出生	男 21人	女 19人

給している方の児童扶養手当の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変わりました。

児童扶養手当受給資格者として認定を受けていない方は、児童扶養手当の申請が必要です。

通常、児童扶養手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日時点で支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日(金)までに申請すれば、令和3年3月分から受給できます。

申請方法など、詳しくは左記へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

■市民課 庶務年金係(本庁舎2階)

☎0739 (26) 9925

◇各行政局住民福祉課

☎19ページ参照

■ [http://www.city.tanabe.lg.jp/shimin/jidoufuyouteate\\_nenkinheiky.html](http://www.city.tanabe.lg.jp/shimin/jidoufuyouteate_nenkinheiky.html)



市国民健康保険上芳養診療所が移転します

市国民健康保険上芳養診療所が、6月に上芳養連絡所・公民館と同じ建物内に移転します。新しい診療所は6月2日(水)15時から診療開始を予定しています。

健康増進課庶務係
☎0739(26)4901

田辺市難聴児補聴器購入費助成事業が拡充されました

令和3年度より身体障害者手帳の対象外となっている軽度・中度難聴児の補聴器購入費用の助成に加え、当該制度を利用して購入した補聴器に対する修理費用についても助成対象となりました。

※事前に申請が必要です。
函市内に住民票のある18歳未満の方で次の全てを満たす方
◇両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳の対象とならない方
◇指定自立支援医療機関の医師により、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると判断された方

きれいで住みよいまちのため6月は環境月間です

【ごみのポイ捨てはやめましょう】
私たちが住んでいるまちの美しい自然や景観、快適な生活環境を守っていくには、私たち一人ひとりが、絶対にごみはポイ捨てしないという心と行動が大切です。

【空き地の適正管理にご協力を！】
空き地に雑草が生い茂った状態で管理が行き届いていないと、害虫の発生源になったり、見通しが悪くなり交通の妨げになったりするなどの問題が発生し、周辺住民等のご迷惑となるおそれがあります。

【ごみの野焼きにご注意ください！】
ごみの野焼きは、煙や臭い等の発生により周辺住民等の迷惑となるだけでなく、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で一部の例外を除いて禁止されています。ごみはきちんと分別をして、市の収集に出すか、市ごみ処理場まで自己搬入する等適正に処理しましょう。

◇世帯員の市民税所得割課税額が46万円未満の方
■助成対象
補聴器の購入費及び修理費用
■助成額

◇課税世帯 各補聴器や修理項目ごとに定められている基準額の3分の2
◇非課税世帯 各補聴器や修理項目ごとに定められている基準額

障害福祉室障害福祉係
☎0739(26)4902

森林の土地の取得・森林の伐採は届出が必要です

【森林の土地を取得したとき】
相続や売買などによって森林の土地を新たに取得したときは、森林法に基づき届出が必要です。
函個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方

■届出期日 土地の所有者となつた日から90日以内
■届出方法
所定の届出書に必要事項を記載の上、提出書類を添えて、下記又は各行政局産業建設課(19ページ参照)へ提出してください。届出書はホームページから取得できます。

きれいで豊かな水環境を守りましょう

【浄化槽設置整備事業費補助金】
生活排水による公共水域の水質汚濁を防止し、水環境を保全するため、住宅等への浄化槽設置を補助します。

■補助金額 設置に要した費用(左表の上限額あり。)

人槽区分	従来型浄化槽	環境に配慮した浄化槽
5人槽	33万2千円	38万円
7人槽	41万4千円	46万2千円
10人槽	54万8千円	59万6千円

※11人槽以上については、お問い合わせください。

函市内の下水道、集落排水等の排水処理施設の整備をしていない地域で、住宅等に浄化槽を設置する方
※本市で合併処理浄化槽整備済みの住所にお住まいで、当該浄化槽の管理者となっている方は、補助対象外となります。

■単独浄化槽からの転換 単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化

【森林の立木を伐採するとき】

森林の立木を伐採するときは、森林法に基づく伐採の届出・許可申請等が必要です。届出・許可申請等をせずに伐採を行うと、罰金が科せられる場合がありますので注意してください。

■普通林の場合

函和歌山県が定める地域森林計画の対象となっている森林
※対象森林の確認は西牟婁振興局林務課にお問い合わせください。
◇届出期日と提出先 伐採開始の30日以前までに市への届出
■保安林の場合

◇届出・許可申請の期日と提出先
・皆伐 伐採面積の限度公表日から30日以内に県への許可申請
・天然林の択伐 伐採する30日前までに県への許可申請
・間伐又は人工林の択伐 伐採する20日以前までに市への届出
その他、詳しくは左記へお問い合わせください。

函山村林業課 林業振興係(大塔行政局2階)
☎0739(48)0303
http://www.city.tanabe.lg.jp/sanson/syoju\_iten.html
西牟婁振興局 林務課
☎0739(26)7911

槽を設置する場合、単独処理浄化槽の撤去費用に対し、9万円を上限として補助を行います。

■配管補助 単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から、合併処理浄化槽へ転換する際の配管設備部分に係る費用に対して、30万円を上限として補助を行います。

■補助金の申請 補助金を受けるには、浄化槽設置工事を行う前に申請書を提出し、交付決定を受けることが必要です。申請方法、受給要件等詳しくは、左記へお問い合わせください。

【浄化槽の適正な維持管理】

浄化槽を使用される方には、法律で3つの義務が定められています。
◇保守点検(浄化槽法第10条)
◇清掃(浄化槽法第10条)
◇法定検査(浄化槽法第11条)

【浄化槽に関する届出】

浄化槽を使用開始(再開)・休止・廃止をする場合や浄化槽管理者に変更があった場合などは、左記又は各行政局住民福祉課(19ページ参照)へ届出書を提出してください。

函環境課生活排水係
☎0739(26)9927



有料広告 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

**有料広告**  
1 枠単独 (縦 46mm × 横 85mm)

**有料広告募集中!**  
広報紙・ホームページへ広告を載せてみませんか?  
本紙(広報田辺)及び田辺市のホームページに掲載する有料広告を募集しています。  
広告掲載を希望される方は、広告原稿を添えて掲載を希望する月の2か月前の20日までに申し込みください。詳しくは、企画広報課 広聴広報係までお問い合わせください。  
☎0739-26-9963 □http://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/koukou-kouhou.html

有料広告 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

**有料広告**  
2 枠連結 (縦 46mm × 横 174mm)



大規模な土地取引には国土  
利用計画法に基づく届出が  
必要です

売買、交換、営業譲渡、代物弁  
済、地上権や賃借権の設定、譲渡  
などの土地取引について、法定面  
積以上の土地であれば、契約の日  
から2週間以内に届出をする必要  
があります。

■届出対象となる土地取引  
◇所有権・地上権・賃借権又はこ  
れらの権利の取得を目的とする権  
利の移転又は設定  
◇対価の授受を伴うもの  
◇「契約」（予約を含む。）により  
行うもの

■法定面積（面積要件）  
◇都市計画区域内 5000㎡以上  
◇都市計画区域外 1万㎡以上

■届出者 譲受人（権利取得者）  
■提出期限 契約後2週間以内  
（契約日を含む。）  
※提出書類等、詳しくは左記へお  
問い合わせください。  
■圃地対策課庶務係  
☎0739（26）9915

大規模な土地取引には国土  
利用計画法に基づく届出が  
必要です

## やさしさひろがる 人権の①



第1回 ～人権とは～

令和3年4月1日「田辺市人権尊重のまちづくり条例」を施行しました。この条例は、市民の皆さんと行政が一体となり、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」をめざすことを目的にしています。

身近な人権について、皆さんにお伝えしたいと思い、不定期掲載のコラムを今月号からスタートします！

豊かな自然に恵まれた田辺市には、古くから全ての人を温かく受け入れる寛容さがあります。世界遺産熊野古道には、優しさや思いやりあふれる物語が今も語り継がれています。そこには、人を大切にする心（人

権の尊重）があると思います。

人権とは、全ての人が人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利のことをいいます。自分の人権が守られること、そして相手の人権を守るためには、人権について正しく理解し、お互いの人権を尊重しあうことが大切です。

田辺市にも「人権が守られていないな」、「なんだか生きづらいな」と感じている人がいます。市民一人ひとりが大切にされ、誰もが生きやすく安心して暮らせるまち、お互いに助けあう優しいまちをみんなでつくっていきましょう。

一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち 田辺市をめざして

### 自衛官説明会を開催します

【自衛官説明会・相談会】  
日 6月7日（月）～30日（水）  
時 9時～18時の間で希望時間に  
応じます（要予約）。  
場 田辺地域事務所（下万呂564  
12）  
（公務員（自衛官・警察官・刑務官・  
海上保安官及び消防官）合同説明  
会）  
日 7月10日（土）  
時 13時～16時（12時30分から受付）  
場 たなべ2階「大会議室」  
圃 田辺地域事務所  
☎0739（24）6219

### クリーン作戦中止のお知らせ

田辺湾クリーン作戦及び大塔ク  
リーン作戦は、新型コロナウイルス  
の感染拡大防止のため中止します。  
圃 環境課 環境対策係  
☎0739（26）9927

### 主な電話番号等

■田辺市役所 〒646-8545 新屋敷町1 ☎0739-22-5300（代） ☎0739-22-5310	■大塔行政局 〒646-1192 鮎川2567-1 ☎0739-48-0301（代） ☎0739-49-0359
■市民総合センター 〒646-0028 高雄一丁目23-1 ☎0739-26-4900（代） ☎0739-26-4914	■本宮行政局 〒647-1792 本宮町本宮219 ☎0735-42-0070（代） ☎0735-42-0239
■龍神行政局 〒645-0415 龍神村西376 ☎0739-78-0111（代） ☎0739-78-0116	■市水道事業所 〒646-0028 高雄三丁目18-1 ☎0739-24-0011（代） ☎0739-24-7910
■中辺路行政局 〒646-1492 中辺路町栗栖川396-1 ☎0739-64-0500（代） ☎0739-64-0966	■市ごみ処理場 〒646-0053 元町2291-6 ☎0739-24-6218（代） ☎0739-24-4068

### 電話案内サービス

■防災行政テレフォンガイド  
☎0120-963-910  
※防災行政無線を確認する電話案内サービスです。  
■救急安心センター ☎#7119  
※つながりにくい場合は、市消防本部（☎0739-22-0119）へご連絡ください。

### 休日急患診療

圃 田辺広域休日急患診療所（市民総合センター玄関右側）  
圃 内科・小児科系、歯科の応急診療  
日 時 9時～11時30分、13時～16時  
（※小児科のみ、⊕18時～21時30分も診療を行っています。）  
☎0739-26-4909



防災行政メール等



全国版救急受診ガイド「Q助」

性暴力をなくそう！10代が20代に対する性暴力の手法が巧妙になっています！

自撮り画像を勝手に掲載されるなどのSNSを使った被害や痴漢など、10代20代に対する性暴力の手法が巧妙になっています。性暴力に関する情報をみんなで共有して、社会全体で性暴力をなくしていきましょう。同意のない性的行為の強要はいかなる理由・関係性であつても全て性暴力です。性犯罪・性暴力でお悩みの方はご相談ください。

圃 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（内閣府）  
☎#8891（#はやくワンストップ）（通話料がかかります。）  
◇SNS相談「キュアタイム」（内閣府）ホームページ  
<https://curetime.jp/>

ダム情報や発電所の運転予定をフリーダイヤルでお知らせします

新宮川水系の各ダム（池原ダム・七色ダム・小森ダム・風屋ダム・二津野ダム）の放流状況及び小森発電所・十津川第二発電所の運転

予定について、24時間フリーダイヤル（無料）にてお知らせいたします。フリーダイヤルが集中し、掛かりにくくなる場合がありますので、その場合は、しばらくしてからお掛け直してください。濁水長期化軽減対策におけるダム放流及び発電の予定日程については、ツイッターでお知らせをしています。

◇新宮川水系各ダム情報  
☎0120（30）2425  
◇小森発電所・十津川第二発電所運転予定  
☎0120（20）1914  
（携帯電話・自動車電話からも通話できます。）  
◇ツイッターアカウント  
@jp\_totsukawa  
圃 電源開発株式会社 西日本支店 十津川電力所  
☎0735（47）2019

